

令和7年度実施（令和8年4月1日採用）
公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター職員募集要項

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、設立され、国・県・市町の指導・支援を受けて運営されている営利を目的としない公益社団法人です。企業や家庭、公共団体等から高齢者に適した仕事を引き受け、会員に仕事を提供することにより、高齢者が健康で生きがいをもって地域社会づくりに貢献することを目指しています。

人生100年時代を迎え、今後も増え続けるシルバー人材センターへのニーズに対応するため、事務局職員を募集します。

1 募集職種、採用人数、職務内容

募集職種	採用人数	職務内容
事務職員 (嘱託職員)	1名	・受注、紹介業務 ・発注者と会員との仕事に係る事務 ・会員拡大、就業開拓に係る業務

2 採用予定日 令和8年4月1日

3 応募資格

(1) 次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ア 平成5年4月1日以降に生まれた方
- イ 高等学校卒業以上の方
- ウ 普通運転免許を所持し、業務で運転が可能な方
- エ 基本的なパソコン操作（エクセル、ワード等）が可能な方

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ア 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 求める人物像

- (1) 就業を希望する高齢者に、誠意をもって温かく親切丁寧な対応ができる方
- (2) シルバー人材センターの事業趣旨・内容を理解し、即戦力として活躍できる方

5 応募方法

- (1) 募集要項等配布期間

令和7年12月22日(月)～令和8年1月23日(金)（土日除く）

※ホームページからダウンロード可

(2) 応募受付

ア 期間 令和8年1月6日(火)～1月30日(金)（土日除く）

イ 時間 午前9時～午後5時まで

ウ 場所 袋井・森地域シルバー人材センター事務局

(3) 提出書類

次の書類を当センター事務局あて持参もしくは郵送すること。

提出された書類については返却しません。当センターの責任において廃棄します。

ア 当センター規定の職員採用申込書 1部

イ 普通第一種自動車運転免許証（写し） 1部

ウ 返信用封筒（長3定形郵便用、110円切手貼付） 1通

6 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

内 容	書類選考
結果通知	令和8年2月5日(木)以降、受験者全員に郵送でお知らせします。 合格者には第2次選考の案内もお知らせします。

(2) 第2次選考（面接審査）

実施日時	令和8年2月9日(月)～2月13日(金)の間で、 第1次選考合格者に対し、個別に連絡します。
結果通知	第2次選考の結果は、第2次選考終了後、その合否について第2次選考を受けた方全員に郵送でお知らせします。

7 勤務条件

雇用形態	嘱託職員 採用の日から3か月間は条件付き採用期間（試用期間）とし、勤務を良好な成績で遂行した時に正式採用となります。
給与	給与は、当センター職員給与規定に基づき支給します。 (1) 給与 205,200円／月 賞与 年2回 (2) 昇給 年1回 (3) 手当 通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当を支給します。
勤務地	シルバー人材センター事務局（袋井市久能）
勤務日	嘱託職員 週5日勤務（月～金）、完全週休2日制
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（1日7時間45分）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）

休暇	年次有給休暇（初年度15日、2年目以降20日）、慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、育児休暇、介護休暇など
福利厚生	健康保険、雇用保険、厚生年金保険、企業年金基金、袋井市勤労者福祉サービスに加入します。

8 募集に関する問合せ先

〒437-0061 静岡県袋井市久能1287番地の1

公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター 担当 羽内（はぶと）

電話：(0538) 43-1314 FAX：(0538) 43-7133

e-mail : fukuroi.mori@sjc.ne.jp

URL : <https://fukuroi-mori-sjc.or.jp/>

9 その他

- (1) 提出書類は、合否にかかわらず返却いたしません。当センターで責任をもって処分いたします。
- (2) 提出書類に記入された個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。
- (3) 当センターでは、試験内容及び合否についてのお問い合わせは、一切お受けできません。
- (4) 応募資格の有無、提出書類の記載事項に不正があった場合には、採用後においても合格を取り消す場合があります。